

公 告 第 321 号
平 成 31 年 4 月 1 日

被 保 険 者 各 位

広島県自動車販売健康保険組合
理 事 長 前 泰 弘



事業所脱退に伴い、下記のとおり広島県自動車販売健康保険組合規約の一部変更について、規約第52条の規定により公告する。

記

1. 広島県自動車販売健康保険組合からの脱退事業所

名 称 株式会社スズキ自販広島

脱退年月日 平成31年4月1日

2. 広島県自動車販売健康保険組合規約の一部を次のとおり変更する。

第4条の別表1「設立事業所の名称及び所在地」中、「株式会社スズキ自販広島 広島県広島市」を削る。

附則

この規約変更は、平成31年4月1日から施行する。